

< 報道発表資料 >
(経済同時)

令和 8 年 4 月 2 4 日
京都市産業観光局産業企画室

府市協調による「就労・奨学金返済一体型支援事業」

京都市の上乗せ補助で企業負担を軽減

京都市では、中小企業等の担い手確保、若手従業員の定着及び経済的負担の軽減を目的に、京都府及び京都府中小企業団体中央会が従業員への奨学金返済支援制度を設ける中小企業等に対し、企業の負担額の一部を支援する「就労・奨学金返済一体型支援事業」について、今年度から本店所在地が京都市内の企業を対象に、京都府の補助金額の 2 分の 1 を京都市が上乗せで補助を実施します。

京都市が上乗せ補助を実施することで、更なる企業負担の軽減を通じ、制度導入企業の増加及び学生や若者の京都の中小企業等の担い手確保を図ります。

【1 京都市による上乗せ補助の概要】

- 対象者
府事業の対象者のうち、本店所在地が京都市内である者
- 補助率
京都府中小企業団体中央会が、就労・奨学金返済一体型支援事業の補助対象者である中小企業等に対して交付する補助金の 2 分の 1 以内

(例) 従業員の年間返済額 2 0 万円、企業の年間手当額 1 8 万円の場合

【従来】

従業員の負担額	企業の負担額	京都府補助額
2 万円	9 万円	9 万円

【上乗せ補助実施後】

従業員の負担額	企業の負担額	京都市補助額	京都府補助額
2 万円	4. 5 万円	4. 5 万円	9 万円

企業の負担額を軽減

京都市による上乗せ補助の実施

【参考】就労・奨学金返済一体型支援事業（府事業）の概要

● 対象者

京都府内に事業所を有する中小企業等のうち、以下の支援対象者への奨学金返済負担軽減支援制度を有している者

- ・ 正社員であること
- ・ 申請年度の4月1日時点で、当該企業において正社員となってから6年以内であること（中途採用含む）
- ・ 申請日において、貸与等された奨学金を本人が返済中であること
- ・ 申請日において、府内の事業所に勤務していること

● 補助率・補助金額

以下のいずれか低い額

■企業が従業員に対し、支給する手当等の額の2分の1以内	
■年間奨学金返済額の1万円を超える部分の2分の1以内	
正社員となってから1年目～3年目	上限9万円/人・年
正社員となってから4年目～6年目	上限6万円/人・年

<お問合せ先>

補助金に関するお問合せ

京都府中小企業団体中央会

T E L : 0 7 5 - 7 0 8 - 3 7 0 1 (平日 午前9時～12時 午後1時～5時)

F A X : 0 7 5 - 7 0 8 - 3 7 2 5

報道機関からのお問合せ

京都市産業観光局産業企画室 電話：075-222-3756